

高岡市長 あて

申請者
住所
氏名又は法人名及び代表者名

誓約書兼同意書

高岡市キャッシュレス決済導入促進支援事業補助金（以下「補助金」という。）の申請に当たり以下のことを誓約します。

- 1 令和8年4月1日以降に新たに「高岡市プレミアム付デジタル商品券」の指定決済サービス（PayPay）または同決済サービスを含むマルチキャッシュレス決済端末を導入し、同年9月30日までに本商品券を取り扱うことを誓約します。
- 2 商品券指定決済サービスまたは同決済サービスを含むマルチキャッシュレス決済端末を導入から1年以上継続して利用します。
- 3 市税に滞納がないことを証する書類を交付申請時に添付することを誓約します。
- 4 風俗営業、射幸的娯楽業、暴力団等の反社会的勢力、または宗教・政治活動を目的とする事業者のいずれにも該当しないことを誓約します。
- 5 同一の経費について、国、県、市その他の団体から重複して補助金等を受けないことを誓約します。
- 6 補助対象経費の支払は、銀行振込または本人・法人名義のクレジットカード決済により行い、現金での支払は行いません。
- 7 リース・レンタル契約、既存機器の更新（既に導入済みのマルチ決済端末の更新や乗り換え等）、2台目以降の導入費用、および通信費等の経費を補助対象に含めていないことを誓約します。
- 8 補助事業に係る会計帳簿および証拠書類を整理し、補助事業完了日の属する会計年度の翌年度から5年間保存します。
- 9 補助事業により取得した財産を、善良な管理者の注意をもって適切に管理します。
- 10 補助対象となった機器等の目立つ箇所に、交付金を活用して取得した旨（重点支援地方交付金活用事業（取得年月））を印字またはシール貼付等により表示します。
- 11 市長が行う報告徴収や実地検査の対象となった場合には、これに協力します。
- 12 取得価格等が50万円以上の財産について、法定耐用年数を経過する前に、市長の承認なく補助金の目的に反して使用、譲渡、処分等を行いません。
- 13 不正行為、目的外使用、または財産処分の制限に違反したことにより交付決定を取り消された場合は、指示に従い速やかに補助金を返還することに同意します。